

公示第10号

公 告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

8 年 9 月 3 日

埼玉県 自動車税 事務所長

記

送達する書類名	国税徴収法第54条及び同法131条の規定に基づく書類
---------	----------------------------

文書番号 (納税番号)	受 取 人	
	住 所	氏 名
自税8-153号		LE THANH LUAN
自税10-70号		LE THANH LUAN

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。